

指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面新旧対象表

(下線部分変更)

新	旧
<p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>(6) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が(削除)大幅に上昇又は(削除)下落した場合には、原則として、取引を一時中断(削除)する制度(サーキットブレーカー制度)が設けられています。</p>	<p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>(6) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の1/2。)する場合には、原則として、取引を一時中断(15 分間)する制度(サーキットブレーカー制度)が設けられています。</p>
<p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p>(5) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が(削除)大幅に上昇又は下落(削除)した場合には、原則として、指数先物取引が一時中断(削除)されることとなっておりますが、同時に指数オプション取引についても取引が一時中断されます。</p>	<p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p>(5) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の1/2。)する場合には、原則として、指数先物取引が一時中断(15 分間)されることとなっておりますが、同時に指数オプション取引についても取引が一時中断されます。</p>